確定拠出年金向け説明資料

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

ファンドの特色

- キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA マザーファンド受益証券*1（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。

  ・投資形態 ファミリーファンド方式*2
- 銘柄選定は、企業の収益成長性や配当に着目します。
- ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。
- キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。
- 複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。
  - アナリストもリサーチ・ポートフォリオ*3の運用に参画
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- 決算頻度と分配方針
  - 成長を重視するファンドです。
    年1回（毎年 10 月 20 日（休業日の場合は翌営業日））決算し、分配方針に基づき分配を行ないます。

＊1 マザーファンドの運用は、キャピタル・グループの一員であるキャピタル・インターナショナル・インクならびに同社が運用を委託するキャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー、キャピタル・グループ・インベストメント・マネジメント・プライベート・リミテッド、キャピタル・リサーチ・カンパニーおよびキャピタル・インターナショナル・リミテッド（以下「投資顧問会社」といいます。）に運用指図に関する権限を委託することにより行なわれます。

＊2 ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行なう仕組みです。

＊3リサーチ・ポートフォリオとは、ポートフォリオのうちアナリストが投資判断を行なう部分を指します。各アナリストは、それぞれの担当業種において確信度の高い銘柄を組み入れます。

2. 主要投資対象

マザーファンド

※マザーファンドは、米国の金融商品取引所に上場している企業の株式を主要投資対象とします。

3. 主な投資制限

マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券、転換社債、ならびに一部新株予約権付社債への実質投資割合は、それぞれ信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2018 年 1 月 31 日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

受益権総口数が 50 億口または純資産総額が 50 億円を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。

8. 決算日

毎年 10 月 20 日（休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

信託報酬の総額：計算期間を通じて毎日、純資産総額に対して年率 1.133%（税抜 1.03%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

内訳：委託会社　年率 0.50%（税抜）
販売会社　年率 0.50%（税抜）
受託会社　年率 0.03%（税抜）

10. 信託報酬以外のコスト

法定開示にかかる費用：監査および法定書類の作成・印刷等費用は、日々の信託財産の純資産総額に年率 0.05%（税込）の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとします。

資産管理費用（カストディーフィー）：保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。

資金の借入に伴う借入金の利息および有価証券の借入に伴う品借料：借入先との契約により適正な価格が計上されます。

受託会社による資金の立替に伴う利息：受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。

有価証券等の売買委託手数料等：売買条件等により異なるため、事前に料率、上限等を記載することができません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA」の受益権の募集については、キャピタル・インターナショナル株式会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等の値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

11. お申込単位
１円以上１円単位

12. お申込価額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額

13. お申込手数料
ありません。

14. ご解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額

15. 信託財産留保額
ありません。

16. 収益分配
年１回（10 月）の決算時に原則として、分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により収益分配を行なわないことがあります。分配金は、自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等
ニューヨーク証券取引所の休業日に当たる日です。なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1 日 1 件 10 億円を超える換金は行なえません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、換金制限を設ける場合がある他、取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込・解約請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込・解約請求の受付を取消すことがあります。なお、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係
確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性
当ファンドの基準価額は、後述の基準価額の変動要因等により、下落する場合があります。従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

20. セーフティーネットの有無
投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。

21. 持分の計算方法
基準価額×保有口数
※基準価額が 10,000 口当たりで表示されている場合は 10,000 で除してください。

22. 委託会社
キャピタル・インターナショナル株式会社
※信託財産の運用指図等を行ないます。
投資顧問会社：キャピタル・インターナショナル・インクならびに同社が運用を委託するキャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー、キャピタル・グループ・インベストメント・マネジメント・プライベート・リミテッド、キャピタル・リサーチ・カンパニーおよびキャピタル・インターナショナル・リミテッド
※マザーファンドの運用を行ないます。

23. 受託会社
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
※信託財産の保管・管理等を行ないます。

24. 基準価額の変動要因
価格変動リスク：当ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業や債券等の発行体の業績や信用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には債務不履行等となるリスクもあります。当ファンドが実質的に投資している株式・債券等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。
為替変動リスク：当ファンドが実質的に投資を行なう外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
信用リスク：株式・債券等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。
流動性リスク：有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。
カントリーリスク：投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。
※基準価額の変動要因は、上記の各リスクに限定されるものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA」の受益権の募集については、キャピタル・インターナショナル株式会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式等の値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。